

【FdData 高校入試：中学社会公民：消費と流通】

[\[消費生活／消費者の権利・契約／製造物責任法／クーリング・オフ，消費者契約法／消費者基本法・消費者庁／消費全般／流通のしくみ／コンビニエンスストア／流通の合理化／FdData 入試製品版のご案内\]](#)

[\[FdData 入試ホームページ\]](#)掲載の pdf ファイル(サンプル)一覧]

※次のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると，新規ウィンドウが開きます

社会： [\[社会地理\]](#)， [\[社会歴史\]](#)， [\[社会公民\]](#)

理科： [\[理科 1 年\]](#)， [\[理科 2 年\]](#)， [\[理科 3 年\]](#)

数学： [\[数学 1 年\]](#)， [\[数学 2 年\]](#)， [\[数学 3 年\]](#)

※全内容を掲載しておりますが，印刷はできないように設定しております

【】消費

【】消費生活

[財とサービス]

[問題]

科学技術の発展にともない，情報通信などの分野で，形のない商品の流通が増えている。市場で取り引きされる商品のうち，形のない商品のことを何とというか，次の[]から 1 つ選べ。

[資本 サービス 株式 利潤]

(宮城県)

[解答欄]

[解答]サービス

[解説]

形のある商品を財さいという。財には，衣類，食べ物，雑貨ざっか，住宅，家具，自動車，電気製品などがある。形のない商品をサービスという。サービスには，バス，鉄道，タクシー，クリーニング，理髪りはつ，ホテル，映画，電話などがある。

※出題頻度：「財△」「サービス△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)，○(出題頻度が高い)，△(ときどき出題される))

[財とサービス]

財:形のある商品

サービス:形のない商品

[問題]

次の文中の①，②に適語を入れよ。

食べ物や衣類のような形のある商品を(①)といい，美容院で髪を切るなど形のない商品を，(①)に対して(②)という。

(熊本県改)

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 財 ② サービス

[家計の収入]

[問題]

家族や個人など，消費生活を営む単位を(X)といい，(X)の収入を所得という。文中のXに適語を入れよ。

(三重県)

[解答欄]

--

[解答]家計

[解説]

家族や個人など，消費生活を営む単位を家計かけいという。
 家計の収入を所得しよとくという。所得には，会社などで働いて得られる賃金ちんぎんなどの給与きゅうよ収入，農業や商店を営んで得る事業収入じぎょう，利子りし・配当はいとう・地代・家賃などの財産収入ざいさんがある。

<p>[家計]の収入 給与収入，事業収入，財産収入</p>
--

※入試出題頻度：「家計○」

[問題]

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

消費生活を営む経済活動の単位が(①)である。(①)の収入には，会社などで働いて得られる賃金などの(②)，農業や商店を営んで得られる(③)，利子・配当・地代・家賃などの(④)がある。

(補充問題)

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 家計 ② 給与収入 ③ 事業収入 ④ 財産収入

[家計の支出]

[問題]

家計における，食料・娯楽・教育・医療などの支出を何支出というか。

(京都府)

[解答欄]

[解答]消費支出

[解説]

家計においては，収入(所得)をもとに，さまざまな支出を行って生活を維持していく。支出のうち，食料費，被服費，住居費，光熱・水道費，交通・通信費，教育費，娯楽費など，生活に必要な財やサービスに対する支出を消費支出という。支出には，税金や社会保険料などの義務的な支出もある。収入(所得)から消費支出と，税金や社会保険料などの支出を差し引いた残額が貯蓄で，家計の黒字分である。貯蓄には，銀行預金のほかに，個人で契約している生命保険料や損害保険料などが含まれる。

[家計の支出と貯蓄]

消費支出+税金など+貯蓄

※入試出題頻度：「消費支出○」「貯蓄○」

[問題]

家計の支出のうち，消費支出にあてはまるものを，次から1つ選べ。

[銀行への預金 食料品の購入 相続税の納入 家賃の収入]

(北海道)

[解答欄]

[解答]食料品の購入

[解説]

銀行への預金は貯蓄，食料品の購入は消費支出，相続税の納入は義務的な支出である。家賃の収入は財産収入である。

[問題]

次の表は、ある家庭の先月の家計の支出を示したものである。あとのア～エのうち、表中の「消費」にあたる項目をすべて示しているものはどれか。1つ選び、その記号を書け。

項 目		金額
A	住居(光熱水道費等含む)	46,000 円
B	食料	51,000 円
C	衣服・履物	13,000 円
D	交通・通信(通勤費用・電話代等)	26,000 円
E	教育(塾の月謝等)	5,000 円
F	教養・娯楽(新聞・趣味の費用等)	18,000 円
G	銀行預金	30,000 円
H	社会保険料(年金・医療等)	23,000 円
I	税金	21,000 円
合計		233,000 円

ア A～D イ A～F ウ B～G エ B～H

(岩手県)

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

A～F は消費支出，G は貯蓄，H と I は税金等の義務的な支出である。

[問題]

次の資料のように、消費支出のうち、通信費が増加した理由として考えられることを、「情報化」という語を用いて、簡潔に書け。

	1990 年	2018 年
通信費	6,493 円	13,404 円
消費支出全体	311,174 円	287,315 円

(群馬県)

[解答欄]

[解答]携帯電話やインターネットの普及など，情報化が進んだこと。

[問題]

郵便貯金や銀行への預金，生命保険のかけ金などをまとめて何というか。

(秋田県)

[解答欄]

[解答]貯蓄

[解説]

貯蓄には次のようなさまざまな形態がある。

- ・銀行への預金。
- ・株式や社債しゃさいの購入。国債こくさいの購入。
- ・生命保険・損害保険・簡易保険かんいなどの保険料の支払い。

[問題]

家計の支出は，次の資料のように分類できる。資料の()に当てはまる語を，下の[]から選べ。

(資料) 家計の支出

消費支出	()	社会 保険 料	税金	その他
------	-----	---------------	----	-----

[貯蓄 相続 給与 年金]

(群馬県)

[解答欄]

[解答]貯蓄

[問題]

貯蓄にあてはまるものを，次の中から1つ選べ。

[生命保険料 消費税 食料品費 交通・通信費]

(福島県)

[解答欄]

[解答]生命保険料

[解説]

生命保険料は貯蓄，消費税は義務的な支出，食料品費や交通・通信費は消費支出である。

[問題]

貯蓄にあてはまるものとして正しいものはどれか、次から1つ選べ。

[国債購入費 光熱水道費 教養娯楽費 保健医療費]

(三重県)

[解答欄]

[解答]国債購入費

[解説]

国債購入費は貯蓄である。光熱水道費、教養娯楽費、保健医療費は消費支出である。

[問題]

貯蓄する方法として、どのような方法があるか、1つ書け。

(熊本県)

[解答欄]

[解答]銀行預金をする。(郵便貯金をする。／国債を購入する。／生命保険に加入する。)

[クレジットカードのしくみ]

[問題]

商品の代金は、カードを用いることにより、後払いにすることができる。このように現金を持ち合わせていなくても、後払いで商品を購入できるカードを一般に何というか。

(山口県)

[解答欄]

[解答]クレジットカード

[解説]

クレジットカードがあれば現金がなくとも買い物ができるので便利である。例えば、12万円のパソコンを買いたいが、給料日まで半月近くもあるため手持ちの現金がない場合でも、クレジットカードを電気店に提示してパソコンをこうにゆう購入することができる。

電気店は、クレジット会社に代金をせいきゆう請求する。クレジットカード会社はかめいてん加盟店への支払いをかたが肩代わりし、後でカード利用者へ代金を請求する仕組みになっている。また、ぶんかつぱら分割払いを利用すれば、先にほしい物を手に入れて、後から毎月支払いを行うこともできる。

[クレジットカード]

カード会社が立てかえ払い
↓
カード会社へ支払い(後払い)

※入試出題頻度：「クレジットカード△」「カード会社が立てかえ払い→カード会社へ後払い○」

【問題】

次の文章中の①，②の()内からそれぞれ適語を選べ。

クレジットカードは、支払い方法の1つであるが、お金ではない。代金は①(前払い／後払い)で、②(小売店／カード会社)が一時的に代金を立てかえるだけである。収入や支出を考えて、無理のない支払い計画を立てることが大切である。

(宮崎県)

【解答欄】

①	②
---	---

【解答】① 後払い ② カード会社

【問題】

次の文中の①～③に適する語句を下の[]からそれぞれ選べ。

消費者が、クレジットカードを利用して小売店で商品を購入した場合、(①)が商品の代金を立て替えて(②)に支払い、(③)が後日、商品の代金を(①)に支払うことで決済が行われる。

[小売店 カード発行会社 消費者]

(熊本県)

【解答欄】

①	②	③
---	---	---

【解答】① カード発行会社 ② 小売店 ③ 消費者

【問題】

クレジットカードの説明として適当でないものを、ア～エから1つ選び、記号を書け。

ア カードの種類によっては分割で支払うことができ、便利である。

イ 商品やサービスの代金を前払いをするしくみで、現金の代わりにしているといえる。

ウ 後で代金を銀行預金から支払うことになるので、資金を準備しておくことが必要である。

エ カードを発行する会社が代金を一時的に立て替え、利用者が後払いをするしくみである。

(大分県)

【解答欄】

--

【解答】イ

[解説]

イが誤り。カード会社が一時的に代金を立てかえ、後日、代金を銀行預金からカード会社へ支払うことになるので後払いである。

[問題]

クレジットカードの支払い方法の説明について、最も適切なものを、次のア～エの中から1つ選べ。

- ア 商品を購入したときに、その場で銀行口座から購入した金額が引き落とされる。
- イ あらかじめカードに入金した金額の範囲内で、商品を購入したときにカードから支払う。
- ウ 決まった金額のカードを購入し、その金額の範囲内で、商品の代金を支払う。
- エ 商品を購入したときには代金の支払いは行われず、後日金融機関を通じて支払われる。

(滋賀県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題]

右の図はクレジットカードを使って商品を購入するときの商品とお金の流れを表している。図中のA～Cに当てはまる語句を、次のア～ウから1つずつ選び、記号で書け。

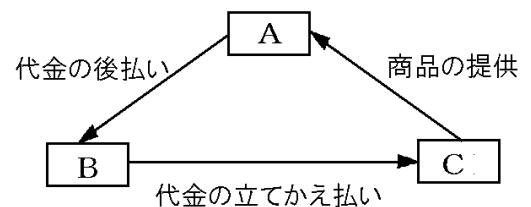
- ア 小売店
- イ 消費者
- ウ クレジットカード発行会社

(山梨県)

[解答欄]

A:	B:	C:
----	----	----

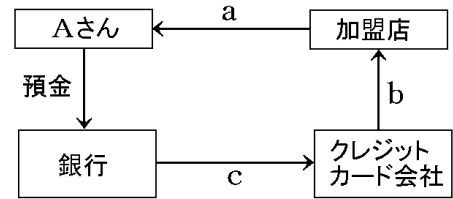
[解答]A:イ B:ウ C:ア



[問題]

クレジットカードによる商品の購入は、右図のよう
なくみによって行われる。図の a～c にあてはまるも
のを次のア～ウからそれぞれ選び、記号を書け。

- ア 口座からの代金の支払い
- イ 商品の販売
- ウ 代金のたてかえ払い



(富山県)

[解答欄]

a :	b :	c :
-----	-----	-----

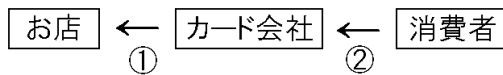
[解答]a : イ b : ウ c : ア

[クレジットカードを利用するときの注意点]

[問題]

より良い消費生活を送るために、消費者がクレジットカードを利用する上で注意しなければ
ならないことを、資料Ⅰ、資料Ⅱを踏まえて、簡潔に書け。

(資料Ⅰ クレジットカード利用時のお金の流れ)



- ① カード会社が、消費者が払うお金を立てかえる。
- ② 消費者が、カード会社にお金を後で支払う。

(資料Ⅱ クレジットカード利用者の声)

私は 20 歳になったとき、クレジットカードをつくりました。欲しいものを購入する
ときに、クレジットカードを利用すると、お金を使ったという実感をもちにくく、収入を
考えず、無計画に使いすぎてしまいました。

(群馬県)

[解答欄]

[解答]後で支払いに困らないように、計画的に利用すること。

[解説]

クレジットカードは、現金がなくても商品を購入できる点で便利であるが、危険性もある。「毎月の支払いが2万円なら大丈夫だろう」「生活費を少し切

[クレジットカードの利用]

便利な点：現金がなくても商品を購入できる

注意点：後で支払いに困らないように計画的に利用する

りつめれば、毎月これくらいなら返済できるだろう」などとたかをくくって、クレジットカードを使って次々にほしい物を買っていったらどうなるだろうか。クレジットも一種の借金である。返済可能な範囲を超えてしまい、どうにもなくなってしまうこともある。最悪の場合は、返済に困ってサラ金などから金を借りることを繰り返し、しまいには、どうしようもなくなって自己破産を裁判所に申請するということもある。

クレジットカードを利用するにあたっては、現在の収入だけでなく、先々の収入についても正しい見通しを立て、後で支払いに困らないように計画的に利用することが大切である。

※入試出題頻度：「現金がなくても商品を購入できる○」

「後で支払いに困らないように計画的に利用する○」

[問題]

クレジットカードを使って買い物する場合に、「消費者にとって便利な点」と「消費者として注意すべき点」を、それぞれ()に指定した語を使って簡潔に説明せよ。

- (1) 消費者にとって便利な点(現金)
- (2) 消費者として注意すべき点(支払い)

(富山県)

[解答欄]

(1)

(2)

[解答](1) 現金がなくても商品を購入できること。

(2) 後で支払いに困らないように計画的に利用すること。

[電子マネー]

[問題]

右の写真のようなカードを機械にかざすことで、商品を購入できるシステムがある。このように、デジタルデータにお金としての価値をもたせたものを何というか。



(鳥取県)

[解答欄]

[解答]電子マネー

[解説]

電子マネーは、専用のカード(またはそれに相当するスマホアプリ)に金額分をチャージすることで使えるようになる。カードを機械にかざすことで、代金の支払いができる。現金をもっていなくても買い物ができるという利点がある。

[電子マネー]
現金をもっていなく
ても買い物ができる

※入試出題頻度：「電子マネー△」「現金をもっていなくても買い物ができる△」

[問題]

次の各問いに答えよ。

- (1) 貨幣の価値をデジタルデータの形に置きかえ、買い物の支払いや追加の入金ができるようにしたしくみを何というか。
- (2) (1)を利用することの利点を、消費者の立場から簡潔に書け。

(石川県)

[解答欄]

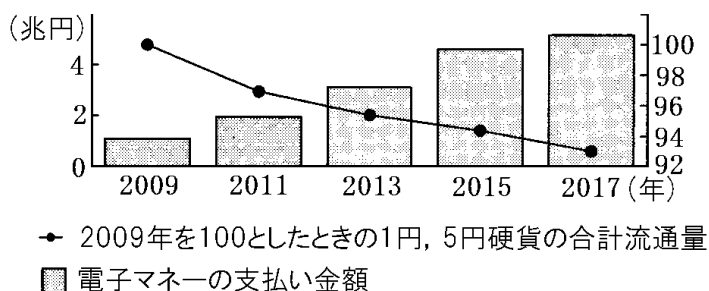
(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 電子マネー (2) 現金をもっていなくても買い物ができる。

[問題]

電子マネーによる支払いなど、支払い方法が多様化している。次は、図をもとに生徒がまとめたものである。①にはあてはまる内容を、②にはあてはまる語を書け。

[電子マネーの支払い金額と硬貨の流通量の変化]



電子マネーの利用が増えているが、1円硬貨や5円硬貨の(①)ことが分かる。電子マネーは買い物のとき、(②)を使用せずに支払いができる便利さがあるので、これらの関係性について調べたいと思う。

(秋田県)

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 流通量は減っている ② 現金

【】消費者の権利・契約

[消費生活と契約]

[問題]

買い物をするとき、売り手と買い手の間で何をいくらで売買するか合意が成立している。このような当事者間での合意を何というか。漢字2字で答えよ。

(石川県)

[解答欄]

[解答]契約

[解説]

私たちの消費生活は、契約によって成り立っている。契約とは、契約書を交わすことだけを指すわけではない。例えば、コンビニエンスストアなどで買い物をするとき、いちいち売買契約書を交わさないが、売り手と買い手の間で、何をいくらで売買するか、合意が成立している。

[消費生活と契約]
買い物も契約
契約自由の原則
契約を守る義務

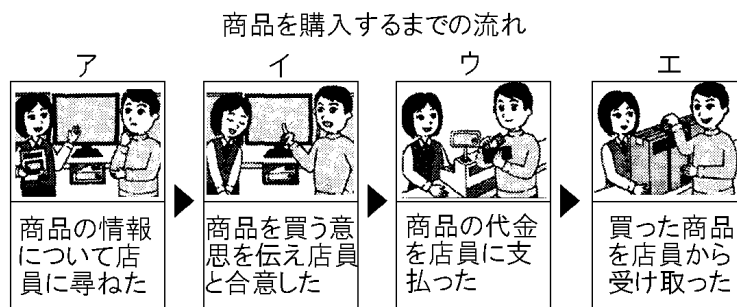
このような当事者間での合意を契約という。だれと、どのような内容の契約を、どのような方法で結ぶのかは、基本的に自由である。これを契約自由の原則という。

ただし、一度契約を結ぶと、結んだ当事者にはそれを守る義務が生まれる。一方が勝手な都合で契約を取り消すことは、基本的に許されない。そのため、契約を結ぶときには、その内容を慎重に検討する必要がある。

※入試出題頻度：この単元はときどき出題される。

[問題]

次の図は、商品を購入するまでの流れを、ア～エの段階で順に示したものである。契約は図の場合ではどの段階で成立するか、ア～エから1つ選べ。



(秋田県)

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

契約は、買う側の商品を購入する意思と、売る側の販売する意思とが一致し、両者が合意した際に成立する。したがって、図のイの段階で契約が成立する。

[問題]

次のア～オは、売買に関する様々な場面について述べた文である。このうち、売買契約が成立した場面として正しいものを、ア～オから2つ選び、その符号を書け。

ア スーパーマーケットで商品を店の買い物かごに入れた。

イ 自動販売機で飲み物を購入した。

ウ レストランでメニューを見た。

エ 花屋で店員に商品の説明を頼んだ。

オ 書店に電話をかけて本を注文した。

(新潟県)

[解答欄]

--

[解答]イ, オ

[問題]

次の会話文を読んで、後の各問いに答えよ。

夏：社会科の授業で契約について学んだよ。今日は a 本を買ってきたけど、これも契約なんだね。

父：それも契約だよ。契約は、当事者同士の(X)な意思で行われ、これを契約(X)の原則と言うんだよ。今日、夏は消費者として企業との関係を体験してきたということだね。

(1) 会話文の下線部 a にかかわって、契約は、買う側の商品を購入する意思と、売る側の販売する意思とが一致し、両者が合意した際に成立する。このとき、買う側と売る側に生じる義務を、「義務」につながるように、それぞれ8字以内で書け。

(2) Xに当てはまる適切な語句を、漢字2字で書け。

(長野県)

[解答欄]

(1)買う側：	売る側：
(2)	

[解答](1)買う側：代金を支払う義務 売る側：商品を渡す義務 (2) 自由

[消費者主権]

[問題]

次の各問いに答えよ。

- (1) 消費者が自分の意思と判断によって商品を購入すること、いいかえると消費者が商品のよしあしを自ら判断して購入を決めることを何というか。漢字 5 字で答えよ。
- (2) (1)の衰退とは、どのようなことをさすか。次のア～エから 2 つ選び、記号で答えよ。
- ア 折り込み広告を比較して買う店を決め、商品を購入する。
- イ テレビのコマーシャルやインターネット広告につられて商品を購入する。
- ウ 訪問販売で販売員が誠実で親切だから、この販売員から商品を購入する。
- エ キャッチセールスや電話勧誘商法では契約をしない。

(補充問題)

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 消費者主権 (2) イ, ウ

[解説]

消費者が自分の意思と判断によって商品を購入すること、いいかえると消費者が商品のよしあしを自ら判断して購入を決めることを消費者主権という。しかし、企業の宣伝や広告につられて商品を購入するなど、消費者が受け身の立場におかれて、消費者主権が衰退しているのが現状である。

[消費者主権]
消費者が自分の意思と判断によって商品を購入すること

自立した消費者になるためには、商品に対する知識や情報を収集し、判断力を備えた自立した消費者になることが必要である。

※入試出題頻度：「消費者主権△」

[問題]

右の図は、エコマークとよばれる環境ラベルである。このマークを商品に表示することは、消費者にとってどのような利点があると考えられるか。

「環境」「選択」の語を用いて、簡潔に書け。



(和歌山県)

[解答欄]

--

[解答]消費者が、環境に配慮した製品を選択しやすくなる。

[消費者の4つの権利]

[問題]

消費者には、安全を求める権利、知る権利、選ぶ権利、意見を反映させる権利という、4つの権利があると宣言し、わが国の消費者行政にも大きな影響をあたえたアメリカの大統領はだれか。次の[]から1つ選べ。

[オバマ リンカーン ケネディ ワシントン ウイルソン]

(新潟県)

[解答欄]

[解答]ケネディ

[解説]

消費者主権を回復するために、1962年、アメリカのケネディ大統領は「安全を求める権利」「知らされる権利」「選択する権利」「意見を反映させる権利」の4つの消費者の権利を明らかにした。

※入試出題頻度：「ケネディ大統領○」

[消費者の4つの権利]
アメリカのケネディ大統領が提唱
・安全を求める権利
・知らされる権利
・選択する権利
・意見を反映させる権利

[問題]

消費者運動の先進国であるアメリカでは、1962年に「消費者の4つの権利」が宣言され他国の消費者行政にも大きな影響を与えた。この宣言を行ったアメリカ大統領はだれか。

(島根県)

[解答欄]

[解答]ケネディ大統領

[問題]

アメリカのケネディ大統領が提唱した「消費者の4つの権利」にあてはまらないものを、次のア～エのうちから1つ選び、記号で答えよ。

- ア 安全を求める権利 イ 知らされる権利
ウ 選択する権利 エ 救済を求める権利

(沖縄県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題]

1962年にアメリカのケネディ大統領は、「消費者の4つの権利」として、「(X)権利」,
「知らされる(知る)権利」,「選択する権利」,「意見を反映させる権利」を示した。この考え
方は、わが国の消費者基本法につながっている。Xに当てはまることばを書け。

(熊本県)

[解答欄]

[解答]安全を求める

【】 製造物責任法

[問題]

わが国では、1995年に施行された法律により、消費者が商品の欠陥によって、身体や財産に損害を受けたときに、企業に過失がなくても、企業に被害の救済(損害賠償)の責任を負わせることができるようになった。この法律は何と呼ばれるか。

(香川県)

[解答欄]

[解答]製造物責任法(PL法)

[解説]

1995年に施行された製造物責任法(PL法)により、消費者が商品の欠陥によって、身体や財産に損害を受けたときに、企業に過失がなくても、企業に被害の救済

[製造物責任法(PL法)]

商品の欠陥によって損害を受けたとき
企業に過失がなくても賠償責任

(損害賠償)の責任を負わせることができるようになった。ここで重要なのは「企業に過失がなくても」という点である。製造物責任法が制定される以前でも、商品の欠陥によって損害を受けた場合は、民法709条の「故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」という規定を根拠に損害賠償を求めて訴訟を起こすことができた。ただ、その場合、「故意又ハ過失」があったことを証明する立証責任は訴訟を起こした原告(被害者)のほうにあるのが原則であった。しかし、実際に企業の製品製造工程のどこに過失があったかを証明することは困難な場合が多い。製造物責任法(PL法)は、たとえ企業に過失がなくても損害賠償の責任を企業に負わせるという点で画期的であった。※入試出題頻度:「製造物責任法(PL法)◎」「製品の欠陥によって消費者が被害を受けたとき、企業に過失がなくても損害賠償の責任を負わせる△」

[問題]

製造物責任法について述べた文として、最も適当なものはどれか。

- ア 企業は、消費者に商品に関する情報を明確に分かりやすく提供しなければならない。
- イ 競争をさげようとして、売り手が話し合いで商品の価格を決めるなどの行為を禁じる。
- ウ 訪問販売などで商品を購入した場合、決められた期間内であれば契約の取り消しができる。
- エ 商品の欠陥による消費者の被害に対し、企業に過失がなくても被害の救済を義務づける。

(鹿児島県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題]

次の文の()にあてはまることばを、「欠陥」、「被害」という 2 つの語句を用いて、20 字以内で書け。

1995 年施行の製造物責任法(PL 法)は、()場合、たとえ企業に過失がなくても、製造者である企業に損害賠償の責任を負わせるというもので、消費者の権利を守るための法律である。

(大分県)

[解答欄]

[解答]製品の欠陥によって消費者が被害を受けた

[問題]

次の文は、製造物責任法(PL 法)を説明したものである。文中の X にあてはまることばを、「過失」「損害賠償」の 2 つの語句を用いて書け。

製造物責任法(PL 法)とは、商品の欠陥によって消費者が被害にあった場合、(X) という内容の法律である。

(福島県)

[解答欄]

[解答]企業に過失がなくても損害賠償の責任を負わせる

【】クーリング・オフ，消費者契約法

[クーリング・オフ]

[問題]

訪問販売などによって消費者が意にそわない契約をしてしまった場合に，一定の期間内であれば，無条件でその契約を解除できるという制度の名称として最も適当なものを，次から1つ選べ。

[バリアフリー インフレーション クーリング・オフ オンブズマン]

(新潟県)

[解答欄]

[解答]クーリング・オフ

[解説]

クーリング・オフは，消費者を悪質商法から守るために，1973年に取り入れられた制度である。訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合，一定期間(8日)以内なら右図のような書類を特定記録郵便などで売り手に送付すれば，契約の解除ができるという制度である。

消費者が自宅などに不意の訪問を受けて勧誘されたときなど，自らの意思がはっきりしないままに契約の申し込みをしてしまうことがあるため，消費者が頭を冷やし再考する機会を与えるために導入された制度である。

クーリング・オフの対象となるのは，訪問販売や電話勧誘販売などのうち政令で指定された商品である。店舗で購入する場合やインターネットの通信販売などは，購入の可否について判断するゆとりがあるので，クーリング・オフの対象にはならない。

※入試出題頻度：「クーリング・オフ◎」「訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合，一定の期間内であれば契約を解除できる○」

[問題]

消費者が訪問販売や電話勧誘販売などにより商品購入の契約を結んだ場合でも，一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度がある。この制度を何というか。

(栃木県)

[解答欄]

[解答]クーリング・オフ

[[クーリング・オフ]]

訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合，一定の期間内であれば契約を解除できる

契約解除通知書

私は，貴社と次の契約をしましたが，解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ×××

私が支払った代金は返金してください。

受け取った商品はお引き取りください。

平成○○年○月○日

○市○町○-○-○

氏名 ○○○○ 印

[問題]

右の資料は、消費者がある制度を利用するために書いた通知書の例である。この制度について説明した文として最も適当なものを、次のア～エの中から1つ選べ。

- ア 契約後、いつでも自由に契約を解除することができる。
- イ 契約後、一定の期間内であれば手数料を支払って、契約を解除することができる。
- ウ 訪問販売など特定の販売方法による契約に限り、一定の期間内であれば契約を解除することができる。
- エ 製造物責任法の規定により契約を解除することができる。

(福島県)

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

「ある制度」とはクーリング・オフである。契約後一定期間内しか解除はできないのでアは誤り。手数料を支払う必要はないのでイは誤り。製造物責任法とは関係がないのでエは誤り。

[問題]

家計の消費活動において消費者を保護するための制度としてクーリング・オフがある。次のア～エのうち、クーリング・オフについて述べているものはどれか。1つ選び、その記号を書け。

- ア 製品の欠陥で被害を受けた場合、企業の過失を証明できなくても損害賠償を請求できる。
- イ 訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、一定期間内なら契約の解除ができる。
- ウ 売り手どうしが価格競争を避けて、不当に高い価格で商品を販売する行為を防止する。
- エ 現金がなくてもカードを使用して、将来の収入に対する信用によって商品を購入する。

(岩手県)

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

アは製造物責任法(PL法)、ウは独占禁止法に関するものである。エはクレジットカードの説明である。

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	×××
商品金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××× □□営業所
	担当者 △△ △△
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を 引き取ってください。	
平成〇〇年〇月〇日	
	〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 ×× ××

[問題]

消費者を保護する制度の1つにクーリング・オフがある。クーリング・オフとは、訪問販売などで商品を購入した場合に、一定の期間内であれば無条件に(X)ができる制度のことである。文中の X に適語をいれよ。

(大阪府)

[解答欄]

[解答]契約の解除

[問題]

消費者を保護するための制度の1つにクーリング・オフがある。この制度を利用して、一定の期間内であれば契約の解除ができるのは、消費者がどんな販売方法で商品の購入の契約をした場合か、1つ書け。

(熊本県)

[解答欄]

[解答]訪問販売(電話勧誘)

[問題]

クーリング・オフ制度は、商品を契約したり購入したりするときに、消費者を守るしくみの1つである。訪問販売や電話勧誘販売の場合、クーリング・オフ制度により、消費者はどのようなことができるか。「契約」「期間」の2つの語を使って、簡潔に書け。

(高知県)

[解答欄]

[解答]一定期間内であれば契約を解除することができる制度。

[問題]

和子さんが消費者の権利を守るためのしくみについて調べたところ、クーリング・オフとよばれる制度が法律で定められていることがわかった。クーリング・オフとは、どのような場合にどのようなことができる制度か、説明せよ。

(山形県)

[解答欄]

[解答]訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合に，一定期間内であれば契約を解除することができる制度。

[問題]

クーリング・オフの制度の目的を，「消費者」の語句を使って書け。

(福岡県)

[解答欄]

[解答]消費者を保護するため。

[消費者契約法]

[問題]

消費者の権利，義務など必要な情報の提供を事業者^に義務づけ，悪質業者が事実と異なる説明をしたことなどによる契約上のトラブルから消費者を守るため，2000年に公布，2001年に施行された法律を何というか。

(栃木県)

[解答欄]

[解答]消費者契約法

[解説]

しょうひしやけいやくほう
消費者契約法は，契約上のトラブルから消費者を守るため，2000年に公布，2001年に施行された。

「重要な項目について，事実とは異なることを伝えた」「消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった」「将来不確実なことを，断定して伝えた」「意思に反して，帰ってくれなかったり，帰らせてくれなかったりした」「通常必要とされる分量をいちじる著しくこえていた」などの場合，消費者契約法の規定により，契約締結から5年以内で，違法と気づいてから1年以内であれば，契約を取り消すことができる。また，契約の内容に不当な項目があった場合には，その部分が無効になる。

※入試出題頻度：「消費者契約法○」「契約の取り消しができる場合(選択)△」

[[消費者契約法]
販売業者が事実と異なる説明をした場合などのとき，
契約を取り消すことができる

[問題]

消費者契約法は、事業者の不当な行為により、消費者に誤った認識を与え、それによって契約したときは、その契約を取り消すことができると定めている。この法律では、どのような場合に契約を取り消すことができるかということについて定めている。次の①、②で示した場合において、契約を取り消すことができるときには○、できないときには×をつけよ。

- ① 事業者が商品に関する重要な項目について事実と異なることを伝えて、消費者がその商品を購入した場合。
- ② 自宅に来た事業者に「帰ってほしい」と言ったのに帰らなかったため契約した場合。

(山梨県)

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① ○ ② ○

[問題]

消費者契約法により契約の取り消しができる要件に当たらないものを、次のア～エから 1 つ選び、記号で答えよ。

- ア 商品を購入する際に、販売員が重要な項目について事実とは異なる説明をした。
- イ 店頭で商品を購入する契約をしたが、家に帰ってよく考えると不要な商品であった。
- ウ 商品を購入する際に、販売員が将来不確実なことを断定して伝えた。
- エ 店頭で商品を購入する前に、家に帰って考えたいと言ったのに帰してくれなかった。

(熊本県)

[解答欄]

--

[解答]イ

【】消費者基本法・消費者庁

[問題]

1968年に消費者の保護を目的として制定され、その後2004年に自立した消費生活をめざして改正された法律名を漢字6文字で答えよ。

(沖縄県)

[解答欄]

[解答]消費者基本法

[解説]

消費者問題が深刻化した日本では、1968年に消費者保護^{しょうひしゃほご}基本法^{きほんほう}が施行され、その後、クーリング・オフの制度や製造物責任法などが整備された。消費者保護基本法は、2004年に消費者基本法へと改正され、政府には、消費者の権利を尊重するとともに消費者の自立^{しえん}を支援^{せきむ}する責務があることを定めた。私たちは「自立した消費者」として、商品に対する知識や情報を収集し、それにもとづいて消費生活を送ることが求められている。

2009年には、消費者行政を一元化するために消費者庁^{しょうひしゃちょう}が新設された。

※入試出題頻度：「消費者基本法○」「消費者の自立△」「消費者庁○」

[消費者基本法など]

1968年	消費者保護基本法
2004年	<u>消費者基本法</u> 消費者の保護 消費者の自立を支援
2009年	<u>消費者庁</u>

[問題]

次の文は、消費者を支える政府の取り組みについてまとめたものの一部である。Xにあてはまる語句を漢字2字で書け。

消費者問題が深刻化した日本では、1968年に消費者保護基本法が施行され、その後、クーリング・オフの制度や製造物責任法などが整備された。消費者保護基本法は、2004年に消費者基本法へと改正され、政府には、消費者の権利を尊重するとともに消費者の(X)を支援する責務があることを定めた。私たちは「(X)した消費者」として、商品に対する知識や情報を収集し、それにもとづいて消費生活を送ることが求められている。

(福島県)

[解答欄]

[解答]自立

[問題]

消費者基本法の内容として正しいのはどれか。ア～エから1つ選べ。

- ア 一部の企業が市場を独占しないよう公正取引委員会を設置すること。
- イ 商品の欠陥により損害が生じた場合には、製造者が責任を負うことを義務付けること。
- ウ 複数の省庁に分かれていた消費者行政を一つにまとめ、消費者庁を設置すること。
- エ 国や地方公共団体が情報提供などを積極的に行い、消費者の自立を支援すること。

(栃木県)

[解答欄]

--

[解答]エ

[解説]

アは独占禁止法，イは製造物責任法である。

[問題]

消費者の安全と安心に関する問題に取り組むために、分散されていた消費者行政を統合して、2009年に設置された国の機関を何というか。

(栃木県)

[解答欄]

--

[解答]消費者庁

[問題]

次の文章中の①～③に適する語句を下の[]からそれぞれ選べ。

商品の性能などについては、(①)がすべてを理解することは困難で、(②)の方が圧倒的に多くの専門知識や情報を持っている。そこで、(①)は自ら商品に対する知識や情報を広く収集するとともに、(③)が(①)を守るために法律やしくみを整備することなどが重要になる。

[企業 政府 消費者]

(兵庫県)

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 消費者 ② 企業 ③ 政府

[問題]

オンライン・ショッピングでは、契約上のトラブルが発生している。このように、商品の購入などをめぐって発生する問題を何というか。

(青森県)

[解答欄]

[解答]消費者問題

【】消費全般

[問題]

消費や消費者の権利についての説明として、正しいものを次のア～エから1つ選び、記号で答えよ。

- ア 家計において、食料品、衣類、娯楽、教育などの支出や生命保険料の支払いは、消費支出にあたる。
- イ プリペイドカードを示して商品を購入した場合、代金はプリペイドカードを発行した信用会社に請求されプリペイドカードの所有者が後でその購入代金を信用会社に支払う。
- ウ 消費者運動の先進国であるアメリカでは、ケネディ大統領が「安全を求める権利」などの4つの権利を消費者の権利として明確にした。
- エ 消費者の権利を守るため、製造物責任法(PL法)でキャッチセールスやマルチ商法を禁じている。

(鳥取県)

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

アは誤り。生命保険料の支払いは消費支出ではなく貯蓄である。

イは誤り。プリペイドカードはテレフォンカードのように代金前払いの形式をとるカードである。先に商品を購入する後払いはクレジットカードである。

ウは正しい。

エは誤り。製造物責任法(PL法)は、消費者が商品の欠陥で被害を受けた場合に、生産者の過失を証明しなくとも救済が受けられることを定めている。

[問題]

消費生活に関する内容についての説明として適切なものを、次のア～エのうちからすべて選び、記号で答えよ。

- ア 消費者行政を一元化するため、2009年、経済産業省が設置されている。
- イ クーリング・オフ制度とは、一定の期間内であれば違約金や取消料を支払うことなく契約を解除できる制度である。
- ウ 契約とは、正式な文書によって売買が成立することのみをいう。
- エ 消費者の権利を尊重し、消費者が自立して行動できるよう消費者基本法が制定された。

(沖縄県)

[解答欄]

[解答]イ, エ

[解説]

アは誤り。消費者行政を一元化するために2009年に設置されたのは消費者庁である。

ウは誤り。契約は正式な文書がなくても成立する。

[問題]

消費者の結ぶ契約に関する説明として適当でないものを、次のア～エから1つ選べ。

ア 契約とは、当事者が自由な意思で結ぶものなので、一度成立すると、お互いにその契約を守り、実行する責任が生じる。

イ 消費者側から契約解除ができるクーリング・オフ制度も、一定期間を過ぎてしまうと、契約解除ができなくなる。

ウ 事業者が不利益になる事実をわざと言わずに、消費者が不当な売買契約をさせられた場合、契約を取り消すことが可能である。

エ 「これください」(買い手), 「はい」(売り手)といった、口頭でのやり取りだけでは、契約は成立しない。

(島根県)

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

ア, イ, ウは正しい。エが誤り。買い手と売り手の口頭でのやり取りだけでも売買契約が成立する。

[問題]

立法や行政の、消費者に関する取り組みについて述べた文として適切でないものを、次のア～エから1つ選び、記号で答えよ。

ア 消費者問題に取り組む組織として、消費者庁を設置した。

イ 各地方公共団体に、消費者相談や情報提供を行う消費生活センターを設置した。

ウ 事実と異なる説明があった場合に消費者が契約を取り消すことができる、製造物責任法を制定した。

エ 消費者基本法で、消費者の権利を守るための、国や地方公共団体の責務を定めた。

(山形県)

[解答欄]

[解答]ウ

【解説】

ウが誤り。事実と異なる説明があった場合に消費者が契約を取り消すことができることを定めているのは消費者契約法である。

【問題】

次の文の下線ア～エの中に、1つ誤りがある。誤りをア～エから選び、正しい語句を書け。

安全を求める(安全である)権利や知らされる(知る)権利などの消費者のア 4つの権利は、アメリカのイ ウィルソン大統領によって示され、諸外国の消費者行政に大きな影響を与えた。日本では、PL法と呼ばれているウ 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥によって被害を受けた場合、消費者が企業の過失を証明しなくても、エ 企業が消費者の被害を救済することを義務づけている。

(北海道)

【解答欄】

【解答】イ，ケネディ大統領

【】 流通

【】 流通のしくみ

[問題]

商品が、生産者から消費者に渡るまでの道筋のことを何というか、次から1つ選べ。

[好況 流通 需要 利子]

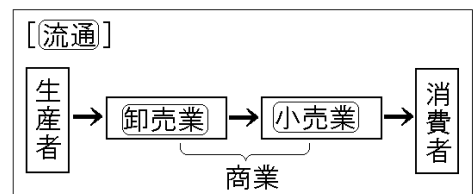
(兵庫県)

[解答欄]

[解答]流通

[解説]

商品を生産する企業はあちこちに散らばっていて、生産地と消費地とは離れているのがふつうである。もし、消費者が生産者から直接に商品を買入れようとするれば、どこにどのような商品があるかを調べて、そのたびごとに各生産者のところに行って買い

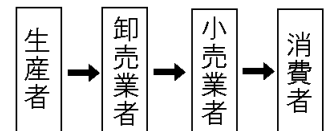


付けを行わなければならないが、それには大変な手間と費用がかかってしまう。そこで、生産者と消費者を結ぶ 商業 の役割が重要になってくる。商品が 生産者 から 消費者 に販売されるまでの間の流れを 流通 といい、これに携わる仕事を 商業 という。商業には、卸売業 と 小売業 がある。

※入試出題頻度：「流通◎」「卸売業○」「小売業○」

[問題]

右図は生産された商品が消費者に届くまでの主な流れを示したものである。このような商品の流れを何というか。漢字2字で書け。



(鹿児島県)

[解答欄]

[解答]流通

[問題]

流通について述べた文として誤っているものを、ア～エから1つ選べ。

- ア 流通の目的は、商品の生産者と消費者をつなぐことである。
- イ 流通は商品だけでなく、消費者が何を求めているかという情報の流通も行っている。
- ウ 流通業のうち、卸売業は仕入れた商品を直接消費者に販売する仕事である。
- エ 流通業には商品を運ぶ運送業、商品を保管する倉庫業も含まれる。

(徳島県)

[解答欄]

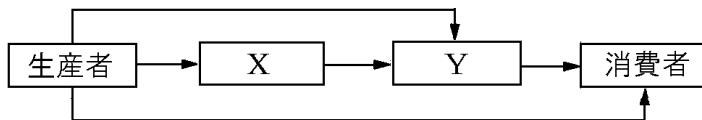
[解答]ウ

[解説]

ウが誤り。仕入れた商品を直接消費者に販売するのは小売業である。

[問題]

次の資料は、商品が消費者に届くまでの流れを模式的に示したものである。X、Y にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものを、下のア～エから1つ選び、記号で答えよ。



ア X 金融機関, Y 小売業者

イ X 小売業者, Y 卸売業者

ウ X 卸売業者, Y 金融機関

エ X 卸売業者, Y 小売業者

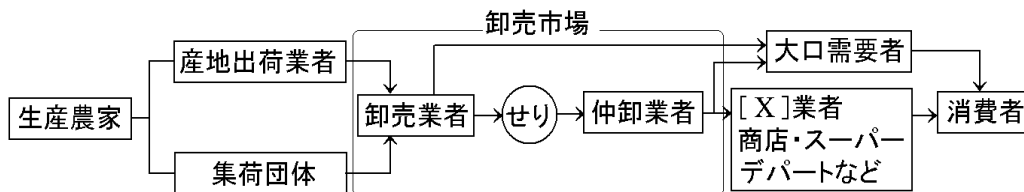
(宮城県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題]

次の図は、野菜が消費者に渡るまでの道すじの一部を示そうとしたものである。私たちは、野菜を生産農家からじかに購入するのではなく、商店、スーパーマーケット、デパートなどで購入することが多い。図中の[X]内にあてはまる最も適当な言葉を書け。



(香川県)

[解答欄]

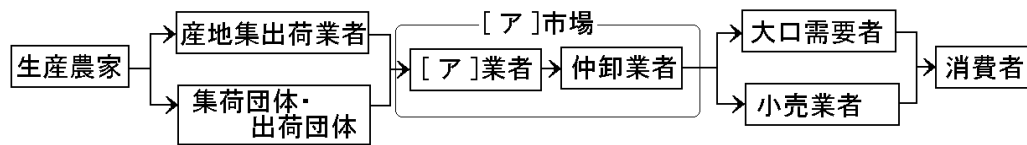
--

[解答]小売

[問題]

次の文章中のア、イに適語を入れよ。

次の図の(ア)市場では,(ア)業者と買い手の仲卸業者との間で取引が行われる。取引は、多くの場合、複数の買い手に口頭や手ぶりなどで価格を示して競争させる(イ)という方法で行われる。



(熊本県)

[解答欄]

ア :	イ :
-----	-----

[解答]ア：卸売 イ：せり

【】 コンビニエンスストア

[問題]

コンビニエンスストアやスーパーマーケットのように、商品を消費者に販売する業者を何というか。

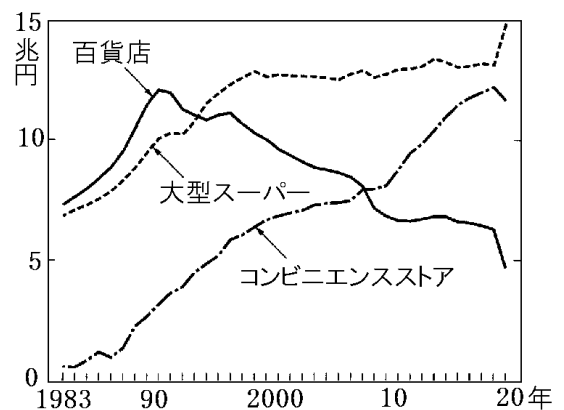
(群馬県)

[解答欄]

[解答]小売業者

[解説]

小売業者には、個人商店の他に、百貨店(デパート)、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどがある。コンビニエンスストアは、近年急速に販売額をのばしてきた(右図)。これは、24 時間営業しているためいつでも商品が購入できる、商品の種類が多いなどの理由によるものである。ただ、コンビニエンスストアの経営者の側からすると、夜間の労働力の確保が難しい、光熱費や人件費がかさむなどの問題点がある。このため、24 時間営業をやめる店もでてきている。



※入試出題頻度：「コンビニエンスストア△」「いつでも商品が購入できる△」

(統計出典)「日本国勢図会 2021/2022」 P273

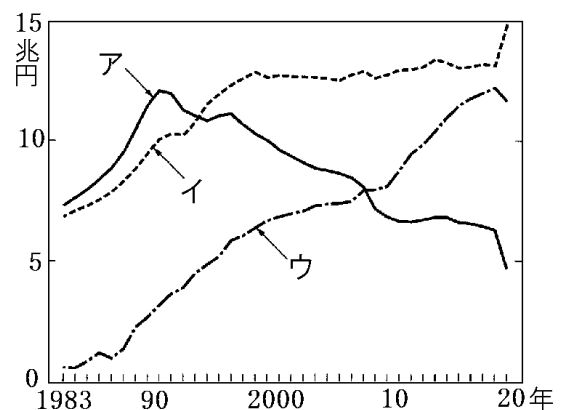
[問題]

右の図は、コンビニエンスストア・デパート(百貨店)・大型スーパーマーケットの販売額の変化を示している。コンビニエンスストアに当てはまるものを、図のア～ウのうちから1つ選び、記号で答えよ。

(沖縄県)

[解答欄]

[解答]ウ



[問題]

コンビニエンスストアの登場によって、商品を購入する上で、私たちの生活はどのように便利になったか、簡潔に書け。答えよ。

(群馬県)

[解答欄]

--

[解答]24時間営業しているためいつでも商品が購入できるようになった。

[問題]

あなたが考えるコンビニエンスストアの24時間営業の、利用者の視点に立った利点と経営者の視点に立った問題点を、次の形式に合わせてそれぞれ書け。

- ・利用者の視点に立つと(①)という利点があると考えられる。
- ・経営者の視点に立つと(②)という問題点があると考えられる。

(佐賀県)

[解答欄]

①
②

[解答]① いつでも商品が購入できる ② 夜間の労働力の確保が難しい(光熱費や人件費がかさむ)

【】 流通の合理化

[流通の合理化]

[問題]

次の文の①，②に適語を入れよ。

商品が生産者から消費者の手に渡るまでの道筋を(①)という。(①)を行う仕事が商業である。最近では、大規模小売店が生産者から直接商品を仕入れたり、フランチャイズ店やチェーン店が商品の一括仕入れを行ったりして流通費用の削減をはかるなど、(①)の(②)化が進んでいる。

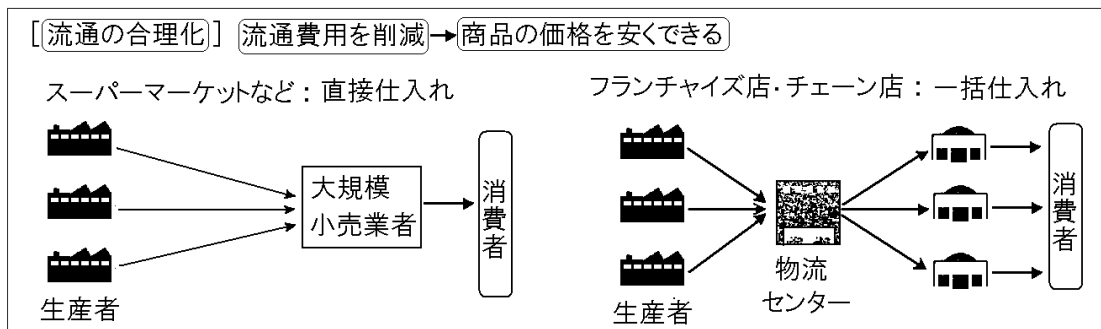
(山梨県改)

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 流通 ② 合理

[解説]



流通のしくみが複雑になると、人手を経る回数が多くなってその分よけいな費用がかかり効率が悪くなってしまいます。その結果、小売価格も高くなってしまいます。

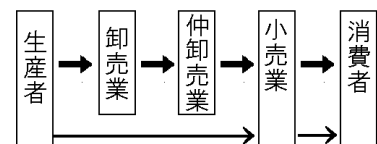
スーパーマーケット、百貨店、家電量販店などの大規模小売店は、商品を生産者からの直接仕入れによって流通費用の削減をはかるなど流通の合理化に努めている。

フランチャイズ店やチェーン店では商品の一括仕入れによって流通費用の削減をはかっている。流通費用を削減することで、より安く商品を販売することができるようになり、その分、売り上げを伸ばすことが期待できる。

※入試出題頻度：「流通の合理化○」「流通費用の削減→より安く商品を販売できる○」

[問題]

右図の→は農産物の一般的な流通経路を示したものである。これに対し、→は農産物直売所で販売される農産物に多くみられる流通経路である。一般に同じ商品の場合、→の流通経路に比べ、→の流通経路が消費者にもたらすと考えられる利点を、1つ書け。



(熊本県)

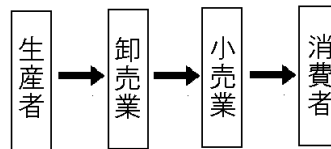
[解答欄]

[解答]安く買うことができる。

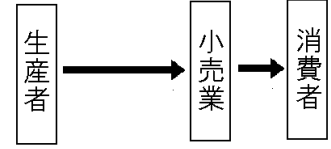
[問題]

かつては右の資料1のような流通が一般的であったが、近年では資料2のような流通も増えてきている。資料1と比較した場合の資料2の流通の利点を、「仕入れ」「販売」の2つの語句を用いて簡潔に書け。

(資料1)



(資料2)



(佐賀県)

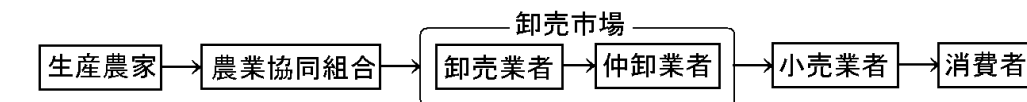
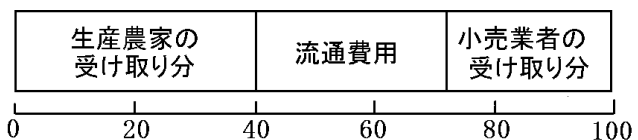
[解答欄]

[解答]小売業者は、生産者から商品を直接仕入れるため、仕入れにかかる費用が安くなり、消費者により安く商品を販売することができること。

[問題]

右の資料は、下図の経路で流通したキャベツの小売価格の内訳を示している。近年、図の経路によらず、生産農家から直接商品を仕入れる小売業者が増えてきた。これは、小売業者にとってどのような利点があるからか。資料のグラフ内の語句を2つ用いて簡潔に書け。

東京都内で流通したキャベツの小売価格を100としたときの内訳



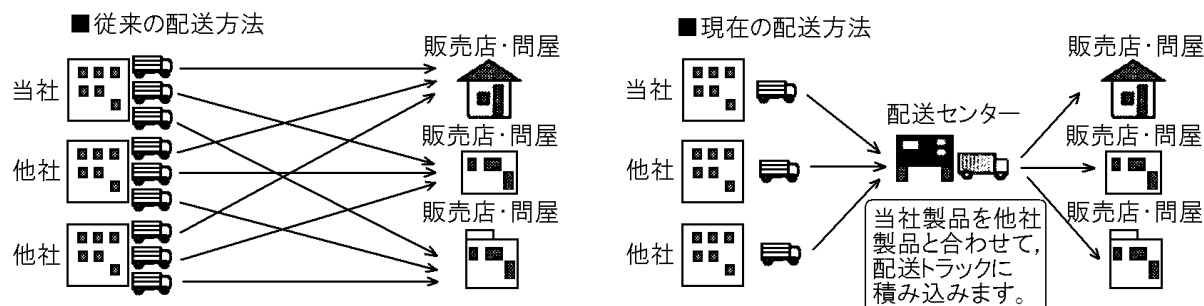
(奈良県)

[解答欄]

[解答]流通費用を減らし、小売業者の受け取り分を増やすことができるから。

[問題]

次の資料は、陽子さんが訪問した企業のパンフレットに掲載されていた図である。陽子さんはこれをもとに、配送方式と地球環境についての説明を受けた。資料の「現在の配送方法」で製品を配送することが、「従来の配送方法」で配送することと比べて、なぜ地球環境に配慮した取り組みとなるのか。その理由を簡潔に書け。



(奈良県)

[解答欄]

[解答]他社と共同して効率よく配送することで、温室効果ガスの排出を削減できるから。

[POS システム]

[問題]

商品の価格や在庫、発注などをコンピューターで管理し、商品の製造や流通において飛躍的な効率化を実現したシステムを何というか。

(茨城県)

[解答欄]

[解答]POS システム

[解説]

コンビニエンスストアで買い物をして、レジへ行くと、商品につけられているバーコードを読み取ってすぐに代金を集計してくれる。このときに働いているシステムがPOSシステムである。

POSシステムによって、どの商品がいくつ売れたかなどのデータが本部へ送信される。本部では、各店から送られたデータをもとに補充すべき商品をメーカーへ発注し物流センターを通して1

日に何回も各店へ商品を発送し、在庫切れや過剰在庫がないようにしている。また、購買者の年齢、性別、その日の天気や気温、曜日などもデータとして集計される。こうして集まったデータをもとに商品の販売動向を分析して販売戦略や商品開発に役立てている。POSシステムは、このように、商品ごとの売り上げ情報を管理する仕組みである。

[POSシステム]
商品ごとの売り上げ情報を管理する仕組み

(バーコード)



※入試出題頻度：「POSシステム○」「バーコード△」

【問題】

POS システムの役割を次のようにまとめた。X に最も適当な語句を、漢字 2 字で書け。

いつ、どこで、どのような商品が売れたかという情報をすばやく本部に伝え、商品を卸売業者を通さずに仕入れて、必要な量を各店舗に配送して販売できるなど、商品が消費者に渡るまでの(X)の経路において、人手を経る回数を減らし経費を節約する役割を果たしている。

(大分県)

【解答欄】

【解答】流通

【問題】

A 班は、コンビニエンスストアへ行き、流通のしくみについて店員の話聞いた。商品につけられている右のような縦じまの記号を機械に読み取らせることによって、よく売れている商品を把握するしくみができていることが分かった。この記号は、一般に、何とよばれているか。その名称を書け。



(愛媛県)

【解答欄】

【解答】バーコード

【問題】

POS システムについて述べた文として最も適切なものを、ア～エから 1 つ選べ。

- ア IC カードや携帯電話を利用した電子マネーで、商品を購入できるしくみ。
- イ 消費者が、インターネットやカタログなどによって、商品を購入できるしくみ。
- ウ レジスターでバーコードなどから様々な情報を入力し、集計・管理するしくみ。
- エ 小売業者が、生産者から直接大量の商品を仕入れ、消費者に安く売るしくみ。

(徳島県)

【解答欄】

【解答】ウ

[問題]

POSシステムのしくみについて述べた次の文のうち、正しいものを、ア～オから2つ選べ。

- ア 商品の情報がバーコードから読み取られすぐに金額が集計される。
- イ インターネットを使って、消費者が商品の情報を入手することができる。
- ウ 購入された商品が、使用後に資源として有効にリサイクルされる。
- エ 自宅で結んだ商品の購入契約をクーリング・オフにより取り消すことができる。
- オ 小売店で販売した商品の数量などが、コンピューターを通じて本部に伝えられる。

(北海道)

[解答欄]

[解答]ア, オ

[問題]

コンビニエンスストアなど多くの小売店では、POS システムを導入している。POS システムとは、どのような仕組みか、「管理」という語を用いて書け。

(青森県)

[解答欄]

[解答]商品ごとの売り上げ情報を管理する仕組み。

[問題]

最近の消費者をとりまく状況について説明した文として最も適当なものを、次のア～エの中から1つ選び、記号を書け。

- ア あらかじめ入金した金額の範囲内で、商品を購入したときにカードから支払うクレジットカードが普及している。
- イ 訪問販売などによって消費者が契約をした場合に、一定期間内であれば無条件に契約を解除することができるインフォームド・コンセントという制度が設けられている。
- ウ 小売店では、商品が売れた数量や時間、客の性別や年齢などの情報を、レジやバーコードから集計・管理するPOSシステムを導入しているところもある。
- エ 購入した商品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合でも、企業の責任が問われることはない。

(佐賀県)

[解答欄]

[解答]ウ

【解説】

アは誤り。このカードはプリペイドカードである。

イは誤り。この制度はクーリング・オフである。

エは誤り。購入した商品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合には、製造物責任法(PL法)によって、製造業者の過失を証明できなくても救済を求めることができる

【FdData 入試製品版のご案内】

詳細は、[\[FdData 入試ホームページ\]](#)に掲載 ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

姉妹品：[\[FdData 中間期末ホームページ\]](#) ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆印刷・編集

この PDF ファイルは、FdData 入試を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないように設定しております。製品版の FdData 入試は Windows パソコン用のマイクロソフト Word(Office)の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 入試の特徴

FdData 入試は、公立高校入試問題の全傾向を網羅することを基本方針に編集したワープロデータ(Word 文書)です。入試理科・社会・数学ともに、過去に出題された公立高校入試の問題をいったんばらばらに分解して、細かい單元ごとに再編集して作成しております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、製品の Word 文書を PDF ファイルに変換したもので印刷や編集はできませんが、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。

しかし、FdData 入試がその本来の力を発揮するのは印刷や編集ができる製品版においてです。また、製品版は、すぐ印刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、などの形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

※[FdData 入試の特徴\(QandA 方式\)](#) ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆FdData 入試製品版(Word 版)の価格(消費税込み)

※以下のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

[社会地理](#)(6800 円), [社会歴史](#)(6800 円), [社会公民](#)(6800 円) : (統合版は 16,200 円)

[理科 1 年](#)(6800 円), [理科 2 年](#)(6800 円), [理科 3 年](#)(6800 円) : (統合版は 16,200 円)

[数学 1 年](#)(4400 円), [数学 2 年](#)(6400 円), [数学 3 年](#)(9600 円) : (統合版は 16,200 円)

※Windows パソコンにマイクロソフト Word がインストールされていることが必要です。
(Mac の場合はお電話でお問い合わせください)。

◆ご注文は、メール(info2@fdtext.com), または電話(092-811-0960)で承っております。

※[注文→インストール→編集・印刷の流れ](#) ([Shift]+左クリック)

※[注文メール記入例](#) ([Shift]+左クリック)

【Fd 教材開発】 Mail : info2@fdtext.com Tel : 092-811-0960